

2020 年度電気・情報関係学会北陸支部連合大会

講演論文集の著作権に関する注意

個人の用に供する他、著作権法に定める例外(図書館での複写、教授用の複写等)を除き、本出版物の一部または全部を権利者の許可なく複写することはできません。

本出版物の著作権については、以下の各項に従うものとします。

- 2-1. 連合大会への論文の投稿に際し、著作権(第 21 条, 第 28 条を含む)が譲渡されることを受理の要件とする。
- 2-2. 著作権は連合大会を共催する各学会で共有する。
- 2-3. 著作権の利用許諾を受けた学会は、共催する他学会の同意を要せず、独自に許諾を行うことができる。この際、著作権の利用に関する手続き等は、各学会の著作権管理規定等に従う。また、これに伴い得られた収入については許諾を行う学会の収入とすることができる。

※各著者においては 2020 年度電気・情報関係学会北陸支部連合大会への投稿にあたり、以下の全てに同意していただく必要があります。

- 1) 提出原稿が著者のオリジナル原稿であること。
- 2) 連合大会実行委員会が当該提出原稿を電子媒体により論文集として発行することを許諾すること。
- 3) 当該原稿の Web 等での公衆公開を連合大会終了後まで行わないこと。